

熱気球指導操縦士（インストラクター）制度

2004年10月24日 改正
2010年1月23日 改正
2014年1月26日 改正
2017年5月14日 改正

第1章 目的

1-1 インストラクター（パイロット指導）制度は近年のパイロット候補生（Pu/t）の増加にともない Pu/t が飛行する上での最低限の飛行知識、飛行技術を身につけるのを手助けするためのものである。この為、インストラクターは、飛行経験の豊富な、また知識の豊かなパイロットの中で Pu/t の指導に熱意を持って活動する意志のある者を安全委員会で審議してインストラクターとして認定する。またインストラクターは、指導フライト以外に、講習会の開催等も行うことができる。

第2章 適用範囲

2-1 日本気球連盟に所属するパイロットでインストラクターを希望する者及びインストラクター。

第3章 インストラクターの役割

3-1 指導飛行の実施。

3-2 講習会、セミナーの実施（企画、講師等）等の活動。

第4章 熱気球指導操縦士（インストラクター）認定基準

4-1 日本気球連盟の会員であること。

4-2 満20才以上であること。

4-3 日本気球連盟の熱気球操縦士技能証を保持し、引続き1年以上パイロットであること。
ただし、再登録の場合、熱気球操縦士技能証を保持していること。

4-4 日本気球連盟の熱気球操縦士技能証取得後、機長として以下の飛行経験を有すること。

1) 50時間以上の飛行。

2) 1時間以上の無着陸飛行2回以上。

3) 15分以上のソロフライト2回以上。

4-5 熱気球指導操縦士（インストラクター）2名の推薦があること。

4-6 過去1年以内に、機長として飛行していること。

4-7 過去2年以内に、指導者講習会を受講していること。

4-8 パイロットログブック、トレーニングログブック、機体ログブックの意味を正しく理解し、これらを正しく作成、保管していること。

4-9 日常、航空法、日本気球連盟の自由安全飛行規定、係留飛行安全規定を理解し、順守して飛行している者。また指導システムを良く理解していること。

4-10 日本気球連盟のシステムを熟知し理解していること。

4-11 安全委員会がインストラクターとしてふさわしいと認めること。

第5章 熱気球指導操縦士技能証の更新基準

5-1 熱気球指導操縦士技能証（インストラクター資格）を更新しようとする者は、下記の条件を満たさ

なければならない。この条件を満たさずに更新をする場合は熱気球操縦士技能証（パイロット資格）が発行される。

- 1) 更新日前1年以内に、機長として飛行していること。
- 2) 更新日前2年以内に、指導者講習会を受講していること。ただし、下記のいずれかの条件を満たすものはこれを免除する。
 - a) 更新日前2年以内に、イグザミネーターミーティングに出席した者。
 - b) 更新日前2年以内に、指導者講習会の講師をした者。

第6章 熱気球指導操縦士技能証申請手続き

6-1 必要書類

- 1) 申請書
- 2) 熱気球操縦士技能証のコピー
- 3) ログブックのコピー
- 4) 指導者講習会受講証明書
- 5) 申請料の振替用紙のコピー
- 6) 証明写真1枚（縦4.5×横3.5cm。裏面に氏名を記入、無帽・無背景・正面、申請前3ヶ月以内に撮影したもの）

6-2 費用（2010年4月現在）

- 1) 新規登録申請料：10,000円
- 2) テキスト料：10,000円
- 3) 払込先：郵便振替：00150-4-100123 日本気球連盟

第7章 熱気球指導操縦士技能証更新手続き

7-1 必要書類

- 1) 申請書
- 2) 健康診断書（道交法で定められた内容の健康診断書、自動車運転免許証のコピーでも可）
- 3) ログブックのコピー
- 4) 指導者講習会受講証明書
- 5) 申請料の振替用紙のコピー
- 6) 証明写真1枚（縦4.5×横3.5cm。裏面に氏名を記入、無帽・無背景・正面、申請前3ヶ月以内に撮影したもの）

7-2 費用（2010年4月現在）

- 1) 更新料：10,000円（更新1回につき）
- 2) 払込先：郵便振替：00150-4-100123 日本気球連盟
＜例＞更新料10,000円+希望する期間分の年会費4,000円×○年分

7-3 技能証紛失等による再発行は2,000円とする。

第8章 熱気球指導操縦士技能証の失効

8-1 会員の失効、熱気球操縦士技能証の期限切れ。

8-2 熱気球操縦士技能証の取消。

第9章 熱気球指導操縦士技能証再登録手続き

9-1 必要書類

- 1) 申請書
- 2) 熱気球操縦士技能証のコピー

JBF-2017

- 3) ログブックのコピー
- 4) 指導者講習会受講証明書
- 5) 申請料の振替用紙のコピー
- 6) 写真

9-2 費用（2010年4月現在）

- 1) 再登録申請料：2,000円
- 2) 払込先：郵便振替：00150-4-100123 日本気球連盟

第10章 その他

- 10-1 安全委員会が不相当と認めた場合、熱気球指導操縦士技能証（インストラクター）の停止、取消を行ったり、また発行を行わない場合がある。

附則

この制度は、2017年5月14日より施行する。